

# 川崎市環境基本計画の改定について（答申）

平成22年7月6日

川崎市環境審議会

# 目 次

1	はじめに .....	1
2	改定の基本的な考え方について .....	1
	(1) 今日的な環境問題への対応	
	(2) 環境に係る各種計画との整合	
	(3) 目標の体系を重層的にすること	
	(4) 総合的な評価を行うこと	
3	計画に定める具体的事項 .....	2
	(1) 計画の基本的事項	
	(2) 環境の現状とこれまでの取組	
	(3) 計画がめざす環境像	
	(4) 計画の目標	
	(5) 重点分野	
	(6) 基本的施策	
	(7) 環境配慮指針	
	(8) 計画の推進、進行管理	
4	おわりに .....	4

## 付属資料

- 川崎市環境審議会・総合政策部会審議経過 .....
- 川崎市環境審議会委員名簿 (H20. 10. 9～H22. 2. 28) .....
- 川崎市環境審議会委員名簿 (H22. 3. 1～H22. 7. 6) .....
- 川崎市環境審議会総合政策部会委員名簿 .....
- 諮問文「川崎市環境基本計画の改定について」(写し) .....

## 1 はじめに

平成20年10月9日付け、20川環調第128号により市長から当審議会に諮問があった川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の改定については、専門的な審議を行う必要があることから、具体的な審議について、総合政策部会に付議をした。

総合政策部会では、8回にわたり議論を重ね、この間、市民意見の募集も実施した上で検討を進めてきたほか、総合政策部会からの中間報告や最終的な報告を受けた当審議会においても、議論を重ねた。

2002（平成14）年10月に改訂した環境基本計画（以下「現行計画」という。）は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境の様々な領域にわたり目標や取組を示しているが、それぞれの領域についても個別に計画を定めているものが少なくない。現行計画の公表後、各領域における計画についても見直しが行われるなどしており、その結果、現行計画の目標や取組についても現状にそぐわないものが見られる。

このほか、現行計画の目標を既に達成しているものや、目標の年次を経過したものも見られる。

また、地球温暖化対策に関しては、2009（平成21）年12月に新たに川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例が制定され、条例に基づいた計画の検討が行われるなど、その対策に向けた取り組みが進められており、現行計画の公表後に状況が大きく変化している。

当審議会では、これらのことを含め、現行計画の目標の達成状況や施策の取組状況、環境に係る社会情勢、環境行政の新たな動向等を踏まえ、改定に当たっての基本的な考え方や計画に定める具体的事項として取り上げる適切な内容について取りまとめたので、次のとおり答申する。

## 2 改定の基本的な考え方

### （1）今日的な環境問題への対応

地球温暖化問題をはじめ、ごみの減量、緑の保全・創出・育成、光化学オキシダントや微小粒子状物質による大気汚染、化学物質の環境リスク等、様々で、今日的な環境に係る課題に対応する計画とすること。

### （2）環境に係る各種計画との整合

環境に係る各種領域で定められた様々な計画（緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画等）との整合を図り、一体となって取組を推進する計画とすること。

このことから、環境基本計画の改定や今後予定される関連する計画の策定・改定に当たっては、両者が示す目標や取組などの内容について十分な調整を図ること。

特に、地球温暖化対策に係る計画については、冒頭にも述べたとおり、現在検討が進められているため、温室効果ガスの削減目標や施策と取組の方向性などとの調整を十分に図ること。

### （3）目標の体系を重層的にすること

前項のとおり、今回、環境基本計画が改定された後にも、目標を中心に、計画の一

部についての修正が想定されることから、一部の修正が計画全体に影響することがないように、重層的な目標体系とすること。具体的には、計画全体の目標の下に複数の階層に分かれた目標を設定するとともに、下位の階層に向かうのに従って具体的に設定するといった形式が考えられる。

#### **(4) 総合的な評価を行うこと**

多様化、複雑化し、取組の成果が現れにくい今日の環境問題に対し、計画的、継続的に取組を進めるに当たり、計画全体の進行状況の把握が必要と考えられることから、計画を総合的に評価する方法について検討すること。

### **3 計画に定める具体的事項**

#### **(1) 計画の基本的事項**

計画の基本的事項には、計画改定の背景、趣旨、役割等について示すほか、次の事項を明らかとすること。

##### **ア 計画の位置づけ**

総合計画や環境に係る各領域において定められている計画との関係について示すこと。

##### **イ 計画の期間**

計画の期間や必要に応じた見直しを行うことについて示すこと。

##### **ウ 計画の構成**

環境基本条例第8条を踏まえて計画に掲げる項目を示すこと。

#### **(2) 環境の現状とこれまでの取組**

計画の改定に当たっては、環境の現状やこれまでの取組状況を踏まえることが基本となることから、これらについて記述すること。

#### **(3) 計画がめざす環境像**

計画を進める上では、計画がめざす環境の状態やまちの姿を明らかにすることが大切であるため、計画がめざすべき環境像としてこれを示し、計画を推進することがめざすべき環境像の実現に向かうといった形式に計画を構成すること。

#### **(4) 計画の目標**

##### **ア 目標の体系**

既に指摘しているとおり、目標の体系は重層的な構造とすること。前述しためざすべき環境像を計画の中・長期的な目標として位置づけ、めざすべき環境像に基づき具体的な目標を明らかにするなどの構造とすること。

これは、目標体系について重層的な構造をとると、環境に係る各種計画の重要な目標の一部が変更された場合など、本計画の一部を見直す必要が生じた際にも、計画全体を変更することなく対応できるという観点からも重要である。

##### **イ 目標の設定**

目標の設定については、計画の達成状況を把握しやすいことから、なるべく数値による目標を設定すること。ただし、数値目標を設けることが適さない場合が想定

されることや、あくまでも数値目標を設定しようとした結果、達成可能な目標を掲げるなどの安易な目標設定となる可能性も否定できないことから、目標と併せて指標を活用することで達成状況を把握するなどの工夫について検討すること。

## (5) 重点分野

### ア 重点分野の設定

めざすべき環境像の実現に向け、効果的に計画を推進することができるよう、重点分野を設け、積極的に取り組むべき課題や課題に対する目標、施策等を示すこと。

### イ 重点分野の選定

重点分野の選定は、現行計画において選定された分野を中心に、これまでの取組状況、目標の達成状況を踏まえて適切に行うこと。

ただし、重点分野の選定に当たり、「環境産業の振興・育成と環境技術による国際貢献の推進」に係る項目を新たに重点分野として選定することについて検討してほしい。

すなわち、川崎市では、京浜工業地帯の中核として産業を推進するとともに、環境問題に取り組んできた経緯があり、市内には環境関連技術を有する企業が多数立地している。こうしたことから、これらの特徴、強みを活かした環境調和型産業の振興や優れた環境技術の海外移転の推進に関する重点分野を設けることにより、川崎市の計画として、本計画の特徴を示すことができるとともに、この分野における今後の取組についても期待できるものと考えられるため、選定についての検討を要望するものである。

## (6) 基本的施策

ア 本計画において取り組む具体的な内容を示す基本的施策に関しては、めざすべき環境像の実現に向けて必要となる施策の体系が分かるように示すなど、取組と目標の関係を明らかにすること。

イ 冒頭に述べたとおり、地球温暖化対策に関しては、現行計画の公表後に状況が変化していることから、このことに対応し、施策を充実させること。

また、ごみの減量、緑の保全・創出・育成、大気汚染物質の低減などの地域の課題に対する施策についても十分な取組を示すこと。

ウ 今後一層重要となる環境教育・環境学習の推進や市民、事業者、市のパートナーシップの構築、前述した環境産業の振興、環境技術による国際貢献など、現行計画に基本的施策として掲げられていないものも含め、市が環境に係る取組として推進していく施策については、基本的施策の体系として整理すること。

エ 環境産業の振興・育成に係る施策を示す際には、雇用や地域の活性化の観点を加えるとともに、地域や環境産業の活性化により、環境配慮の取組や新たな環境技術の開発が進むという、環境と経済の好循環を目指す意識を示すこと。

オ 個々の具体的な施策は、実施状況を踏まえ、取組内容の修正を適宜行うことが通常であるため、このような修正や変更に対応できるよう、計画に定める施策を年度ごとに更新して示すなどの方法についても検討すること。具体的には、計画の策定

時に、計画に示す個々の施策について、計画本体とは別に整理した上で、策定の次年度以降は、計画の進行管理のために作成する年次報告書において、更新された施策を示していくなどの方法が考えられる。

#### **(7) 環境配慮指針**

環境配慮指針は、市民、事業者等に自主的な取組を促していくものであるが、環境問題の解決に当たっては、市民、事業者及び市のそれぞれが環境に配慮していくことが大切であり、各自の配慮は解決に向けた取組の基本となるものである。

このように重要な役割を担うものであることを意識し、分かりやすく示すなどの工夫や適切な周知を行うとともに、指針が環境配慮の実践にどのように活かされているかについて把握し、その結果を各主体の自主的な取組の推進に向けて活用するよう努めること。

なお、環境配慮指針のうち、地域別環境配慮指針、事業別環境配慮指針については、環境影響評価制度等と運用上関係があることから、現行計画に示されている、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針の区分を基本としながら、それぞれの環境配慮指針に示す各配慮事項について、適切に見直しを行うこと。

#### **(8) 計画の推進、進行管理**

計画の推進に当たっては、計画に示された取組等を、市が計画の推進体制のもと、着実に実施するとともに、市民、事業者及び市の各主体が自主的に環境配慮行動を実践することが必要となる。

そして、計画に示す取組が継続して実施されるためには、計画の進行状況について、適切な点検・評価の実施が求められることから、年次報告書等により進行管理を行う旨について計画に示すこと。

また、既に述べたように、計画全体の進行状況の把握のため、計画の総合的な評価を実施し、継続的、効果的な取組の推進に努めること。

### **4 おわりに**

環境基本計画の改定における審議の過程では、様々な議論があったところである。

具体的には、国内外で大きな課題としてその対策が進められている地球温暖化問題に関して、その取組の一層の充実を図る必要があること、また、前項までに述べたことと重なるが、環境産業・国際貢献の取組など、現行計画にない本計画の特徴を示すこと、さらには、めざすべき環境像の実現に向けて総合的な評価方法を設定することなどについてである。このほか、環境問題・環境行政を取り巻く情勢等は、時に変化が非常に早いため、適宜対応を図ってほしい旨の指摘もあった。

これらも含め、これまでに述べたことを踏まえた当審議会の検討結果として、計画の改定素案を資料として別に添える。

なお、最後に、計画の改定に関して次の点を指摘しておく。

- ・ 本計画の推進に当たっては、市民、事業者などの理解や協力を広く集める必要があるが、専門用語や略語が多くなることから、用語解説を付すなど、理解しやすくなる

よう一層努めること。

- 環境には様々な領域があるが、領域ごとに別々に取組を進めるというのではなく、それぞれの取組が1つになって環境全体が改善されるという考え方が大事である。

この点で、前述した総合的な評価を行っていくことは大切な点である。

また、同様に大切な点として、かつてに比べ、環境の各領域における計画が充実してきており、本計画の推進に当たって、環境の各種計画との関係に留意していくことも挙げられる。

すなわち、これらのことを踏まえていくと、例えば、環境に係る領域のすべての要素を環境基本計画に盛り込むのではなく、環境基本計画については、それぞれの計画を参照する形式とすることなども検討に値するように考えられるが、このように、これらのことを踏まえていくことは、今後の環境基本計画のあり方を考えていく上で重要であることから、十分に留意すること。



## 付 属 資 料

- 川崎市環境審議会・総合政策部会審議経過
- 川崎市環境審議会委員名簿（H20.10.9～H22.2.28）
- 川崎市環境審議会委員名簿（H22.3.1～H22.7.6）
- 川崎市環境審議会総合政策部会委員名簿
- 諮問文「川崎市環境基本計画の改定について」（写し）

**川崎市環境審議会・総合政策部会における  
「川崎市環境基本計画の改定について」に係る審議経過**

会議名	開催年月日	主な審議事項
<b>(平成 20 年度)</b>		
第 1 回環境審議会	平成 20 年 10 月 9 日	・川崎市環境基本計画の改定について（諮問）
第 1 回総合政策部会	平成 20 年 12 月 4 日	・環境基本計画の改定に向けた基本的な考え方について
第 2 回総合政策部会	平成 21 年 1 月 28 日	・環境基本計画改定骨子案について ・市民意見の募集について
第 3 回総合政策部会	平成 21 年 3 月 17 日	・目標・施策体系について ・環境配慮指針の見直しについて ・市民意見の募集資料について
<b>(平成 21 年度)</b>		
第 1 回総合政策部会	平成 21 年 5 月 29 日	・環境配慮指針の見直しについて ・市民意見募集の結果について
第 2 回総合政策部会	平成 21 年 6 月 30 日	・計画の点検・評価手法について
第 3 回総合政策部会	平成 21 年 10 月 28 日	・施策・事業について ・環境基本計画改定素案について ・答申骨子案について
第 3 回環境審議会	平成 21 年 11 月 26 日	・環境基本計画の改定について（中間報告）
第 4 回総合政策部会	平成 22 年 1 月 25 日	・環境基本計画改定素案について ・環境審議会からの主な指摘事項について
<b>(平成 22 年度)</b>		
第 1 回総合政策部会	平成 22 年 6 月 1 日	・部会報告案（答申案）について
第 2 回環境審議会	平成 22 年 6 月 28 日	・部会報告について ・答申案について

# 川崎市環境審議会委員名簿 (H20. 10. 9~H22. 2. 28)

(50 音順、敬称略)

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	青山 芳之	市民公募 (公害分野)	市民代表	
2	畔津 昭彦	東海大学工学部機械工学科教授	機械工学、内燃機関	
3	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
4	石井 誠一郎	川崎市医師会理事	市民代表	H21.5 から
	吉邨 泰弘	川崎市医師会理事	市民代表	H21.5 まで
5	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	ランドスケープ・デザイン	
6	磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	行政法、環境法	
7	岩本 一星	埼玉大学名誉教授	環境化学 (大気化学)	
8	宇都宮 深志	東海大学名誉教授	行政学・環境行政	
9	大迫 政浩	(独) 国立環境研究所循環技術システム研究室室長	環境工学	
10	落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	経済政策、環境経済学	
11	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
12	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市工学	
13	小島 将弘	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
14	三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	行政法学	
15	進士 五十八	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学、環境計画	会長
16	杉山 涼子	富士常葉大学環境防災学部准教授	社会工学	
17	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
18	高野 正美	川崎商工会議所議員	市民代表	H21.7 から
	菅井 茂勝	川崎商工会議所議員	市民代表	H21.6 まで
19	原田 三知夫	川崎地域連合副議長	市民代表	
20	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	副会長
21	藤田 雄峰	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
22	藤吉 秀昭	(財) 日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物工学	
23	増田 唯子	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
24	松村 芳美	(社) 産業安全技術協会参与	物理化学、環境化学、労働衛生工学	
25	水谷 宏	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
26	南 佳典	玉川大学農学部准教授	生態学、環境動態学	
27	矢島 康伯	市民公募 (公害分野)	市民代表	
28	山内 利夫	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
29	吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	大気汚染気象学	
30	吉崎 隆男	川崎市全町内会連合会会計監査	市民代表	
31	原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	臨時委員
32	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	臨時委員

(所属等は平成 22 年 2 月 28 日時点又は委員退任時のもの)

## 川崎市環境審議会委員名簿 (H22. 3. 1~H22. 7. 6)

(50 音順、敬称略)

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	畔津 昭彦	東海大学工学部機械工学科教授	内燃機関、燃焼工学	
2	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
3	石井 誠一郎	川崎市医師会理事	市民代表	
4	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	環境デザイン	
5	伊藤 治	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
6	宇都宮 深志	東海大学名誉教授	行政学・環境行政	
7	大迫 政浩	(独) 国立環境研究所循環技術システム研究室室長	環境工学	
8	岡野 誠志	市民公募 (公害分野)	市民代表	
9	落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	経済政策、環境経済学	
10	加藤 邦彦	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
11	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
12	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市デザイン	
13	桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法、行政法	
14	小西 淑人	(株)エフアンドエーテクノロジー研究所代表取締役	作業環境管理学	
15	坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境科学、エアロゾル化学	
16	柴原 裕	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
17	澁谷 哲夫	市民公募 (廃棄物分野)	市民代表	
18	島岡 功	市民公募 (緑・公園分野)	市民代表	
19	進士 五十八	早稲田大学大学院客員教授	環境学、造園学	会長
20	杉山 涼子	富士常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
21	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
22	高野 正美	川崎商工会議所議員	市民代表	
23	中山 育美	市民公募 (公害分野)	市民代表	
24	原田 三知夫	川崎地域連合副議長	市民代表	
25	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	副会長
26	藤田 由紀子	専修大学法学部准教授	行政学、公共政策	
27	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
28	南 佳典	玉川大学農学部教授	群集生態学、環境動態学	
29	吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	大気汚染気象学	
30	吉崎 隆男	川崎市全町内会連合会会計監査	市民代表	
31	原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	臨時委員
32	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	臨時委員

## 川崎市環境審議会総合政策部会委員名簿

(50音順、敬称略)

No.	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
2	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	環境デザイン	
3	岩本 一星	埼玉大学名誉教授	環境化学	副部会長 H22.2.28まで
4	宇都宮 深志	東海大学名誉教授	行政学・環境行政	部会長
5	三邊 夏雄	東亜大学通信制大学院教授	行政法学	H22.2.28まで
6	原 徹	かわさき地球温暖化対策推進協議会市民部会長	市民代表	臨時委員
7	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	
8	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
9	南 佳典	玉川大学農学部教授	群集生態学、環境動態学	H22.4.22から
10	柳下 正治	上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境政策	臨時委員
11	吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	大気汚染気象学	H22.4.22から



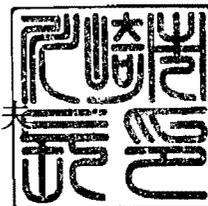
20川環調第128号

平成20年10月9日

川崎市環境審議会

会長 進 士 五十八 様

川崎市長 阿 部 孝 夫



川崎市環境基本計画の改定について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）第9条第3項の規定に基づき、川崎市環境基本計画の改定について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、1994年2月、川崎市環境基本条例の規定に基づき、環境行政の基本指針として「川崎市環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に掲げている望ましい環境像「人と環境が共生する都市・かわさき」の実現に向けて、総合的かつ計画的な環境行政を推進するとともに、市民、事業者とともに、各種施策を積極的に推進してまいりました。

この間、2002年10月には、新たな化学物質問題の出現や地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に向けた新たな枠組みの整備等に対応するため、部分的な改訂を行いました。

計画に基づき施策を推進した結果、計画の目標年度である2010年度を前に、P R T R法（化管法）対象化学物質の大幅な削減や浮遊粒子状物質の全測定局における環境基準の達成など、顕著な成果をあげることができた分野がある一方で、地球温暖化対策については、人類喫緊の課題として取組の強化が求められており、緑の保全・創出や二酸化窒素対策等についても引き続き取り組むべき課題であり、今後も環境行政を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

そのため、地球温暖化対策をめぐる国内外の動向や市内の人口増加など、環境を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、計画の全面改定を行いたいと考えております。

つきましては、計画の改定に当たりまして、貴審議会の専門的かつ幅広い見地から御意見を伺います。

（環境局総務部環境調整課担当）

電話 044-200-2386